

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：14301

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2014～2015

課題番号：26885037

研究課題名(和文) グループ経営に対する適切な規律づけ手法の検討

研究課題名(英文) Study for the Appropriate Way of Discipline on Management of Corporate Group

研究代表者

高橋 陽一 (TAKAHASHI, Yoichi)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・准教授

研究者番号：10737399

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、主として、グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度の役割につき、アメリカの法制度との比較を交えながら、検討を行った。また、当該検討の前提として、代表訴訟制度一般に関する諸問題および親会社取締役の子会社管理責任についても検討を行った。以上の研究の結果として、わが国において多重代表訴訟は通常の代表訴訟と同様に広く認められるべきであるとの結論に至った。

研究成果の概要(英文)：In this study, I mainly considered the role of the multiple derivative action in regulation of corporate group governance by referring to the U.S. legal system. As a prerequisite, I also considered several issues of the single derivative action and the supervision over the subsidiaries by the directors of the parent corporation. The conclusion of this study is that the multiple derivative action should be widely recognized as well as the single derivative action.

研究分野：会社法

キーワード：多重代表訴訟 グループ経営 親子会社 株主代表訴訟 会社役員の実任 監視義務

### 1. 研究開始当初の背景

近年、わが国の企業では、いわゆるグループ経営が広く行われている。それに伴い、企業不祥事も、子会社レベルにおいて、さらにはグループ内の複数の会社をまたいで生じることが増えている。他方、わが国の会社法は、伝統的に単体の会社を念頭に置いて定められてきたため、グループ経営に対する規律づけが不十分ではないかが問題とされるようになった。

このような事情を背景として、平成 26 年の会社法改正では、グループ経営に対する規律づけを強化する方向での法改正が行われた。とりわけ、長年の立法課題であった、多重代表訴訟制度が創設されたことが注目される。もっとも、当該改正に際しての審議においては、同制度の創設の是非をめくり、激しい意見の対立があったため、大幅に限定された形での制度創設となった。このことから、今回創設された同制度は、創設賛成派と反対派による一種の妥協の結果であるという見方もあり、真に望ましい制度内容については、引き続き検討していく必要がある。

また、会社法改正により企業集団における内部統制システム構築義務が法律上に明記されるなど、親会社取締役による子会社の監視・監督といった規律づけ手法も重視されるようになってきている。もっとも、このような親会社取締役による子会社管理と多重代表訴訟制度とがどのような役割分担の関係にあるべきかについては、議論の蓄積が少ない。多重代表訴訟制度のあり方を考察するうえでは、この問題も検討する必要がある。

さらに、会社法改正に際しての議論を通じて、多重代表訴訟制度をめぐる意見対立の根底には、代表訴訟制度一般に対する評価・理解についての対立があることも、浮かび上がってきた。とりわけ、濫用的な訴訟への対処が不十分ではないかが問題とされた。しかし、代表訴訟制度一般のレベルにおける制度改革は、今回の改正では正面から検討されておらず、今後の課題として残されている。

### 2. 研究の目的

以上のような背景の下、本研究では、(1) 代表訴訟制度一般における問題、および(2) 親会社取締役による子会社管理に関する問題を検討したうえで、(3) グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度のあるべき位置づけ・役割について考察した。

また、会社役員としての責任として、わが国では、対第三者責任や有価証券報告書等の虚偽記載に関する損害賠償責任も重要な地位を占めており、これらの責任制度の規律づけ機能についても検討する必要がある。本研究では、これらについても部分的に検討した。

### 3. 研究の方法

わが国の代表訴訟制度や取締役の監視義務・内部統制システム構築義務は、アメリカ

法の影響を少なからず受けている。また、アメリカでは、古くから判例・学説において、これらの制度の機能が盛んに論じられている。そこで、本研究では、アメリカ法の状況・議論内容を詳細に調査した上で、それを比較・参照しつつ、わが国のグループ経営の適切な規律づけのあり方を検討した。

### 4. 研究成果

#### (1) 代表訴訟制度一般に関する問題

##### 代表訴訟制度の意義

アメリカにおいても指摘されるように、代表訴訟制度には、大きく 3 つの機能がある。すなわち、損害填補機能、違法抑止機能、および法規形成機能である。法規形成機能とは、訴訟を通じて主に役員義務や責任にかかる法規の内容が明確になることを意味する。現にわが国でも、経営判断原則や内部統制システム構築義務などが、代表訴訟における判決を通じて形成されてきた。

前記 3 つの機能のうち、損害填補機能の意義は、役員資力の限界から現実として小さく、違法抑止機能や法規形成機能の方が実際重要である。これら 2 つの機能は公共財の性質を有し、その便益は当該会社以外の会社にも及ぶ。また、代表訴訟の違法抑止機能には、会社を名宛人とする法令全般の私人によるエンフォースメントという側面もある。このように、代表訴訟制度は当該会社やその株主の利益保護を超えて公益性を有する。制度の設計や運用においても、代表訴訟の公益性をうまく活かすことが肝要であろう。

##### 新たな濫訴対策の要否

まず濫訴の中身が重要となる。訴訟一般において問題となる濫訴については、現行法の下でも相当程度対処が可能である。これに対して、近時問題とされているのは、代表訴訟独自の濫訴、すなわち一般的な濫訴には当てはまらないものの、会社の利益にならないと考えられる訴訟である。特に、大規模な会社では、代表訴訟による損害填補に大きな経済的意義はなく、請求が認容されても当該会社の利益にはつながらない代表訴訟が存在しうる。

しかし、代表訴訟には公益性があることに注意する必要がある。すなわち、代表訴訟には違法抑止機能および法規形成機能があり、その便益は他社にも及ぶ。しかも、これらの便益はフリーライドが可能であるため、個々の会社としては、自社においては訴訟を提起させず、専ら他社における訴訟を通じてこれらの便益を享受することが、合理的な行動となる。しかし、全ての会社がそのような行動をとれば、結局、違法抑止機能および法規形成機能という公共財は十分に供給されなくなり、全ての会社にとって不利益となる。したがって、訴訟の適否は、当該会社の利益ではなく、他社も含めた社会全体の利益を基準に判断されるべきである。これに対しては、社会全体の利益のために個々の会社に

不利益を課すことの当否が問題となるが、当該会社も他社の代表訴訟から同様の便益を受けるといふ互酬性が存在するため、制度全体の見地・長期的見地からみれば当該会社にとっても利益になるとして正当化することができる。提訴による不利益もさほど大きいとは思われず、株主は分散投資が可能でリスク中立的であるとすると、その時々々の個々の会社の不利益はさほど問題視する必要はないであろう。

以上の検討から、理論的には、新たな濫訴対策として、社会的に望ましくない訴訟の早期却下制度等を作ることが考えられる。しかし、そのような制度の創設が実際に望ましいか、費用対効果に見合うかがさらに問題となる。わが国では、アメリカと異なり、弁護士が報酬目的で多数の訴訟を提起するインセンティブはあまりなく、現に濫訴が大きな問題となっているわけでもない。むしろ、わが国では企業不祥事一般の再発防止ないし企業の健全性確保という公益的見地から提起される代表訴訟が多く、原告側は賞金稼ぎというよりも、私的法務総裁としての性格を有している。また、当該訴訟が社会的に望ましいか否かの判断は極めて難しく、訴訟で頻繁に争われるようになれば、それ自体が大きなコストとなりうる。したがって、今のわが国において、新たな濫訴対策が必要か否かは、慎重に検討すべきである。

#### 被告の範囲の再検討

代表訴訟の対象となる被告の範囲についても、再検討を要する。まず、被告の範囲を考える上で前提となる提訴懈怠可能性の概念について考察する。伝統的に、提訴懈怠可能性は役員間の同僚意識等の特殊な人的関係によって生じるものとされてきた。しかし、それでは説明がやや困難なものが現行法においても存在する。例えば、会計監査人の責任や現物出資者の価額填補責任である。ここでの提訴懈怠可能性は、人的関係によるものというよりは、当該責任が提訴判断機関の責任にまでつながる可能性があることを理由としているとみるのが合理的である。このように、提訴懈怠可能性の根拠は、同僚意識等に限られる必要はなく、問題となる責任類型ごとに考えればよい。

そのことを踏まえ、被告の範囲について、本研究の問題意識との関係で2点指摘する。

1点目は、重要な使用人（執行役員等）についてである。前述のように、多重代表訴訟に対しては、子会社取締役は親会社の従業員に相当するにすぎないため、代表訴訟の対象とするのは整合的でないとの批判があった。しかし、これに対しては、代表訴訟の対象が役員等に限定されていること自体が問題になりうるとの反論があった。この反論は傾聴に値する。近年わが国では、取締役の数の削減および執行役員制度の普及により、かつてであれば代表訴訟の対象となりえたような重大な権限を有する者が代表訴訟の対象と

ならないようになってきている。わが国の会社法は、専ら役職名に着目して代表訴訟の範囲を画定しているため、実質的に大きな権限を持つ者に対する規律づけが不十分となっている。今後、わが国の取締役会制度のあり方がモニタリング・モデルの方向によりシフトしていけば、問題性は一層高まるであろう。そこで、重要な使用人など重大な権限を有する者についても、代表訴訟の被告の範囲に含めて代表訴訟による規律づけを及ぼすべきである。そのような者に対する責任追及は、監督を行うべき取締役らの責任や非難にもつながるため、提訴懈怠の可能性も存在するといえる。

2点目は、支配株主等（本研究の文脈では親会社と親会社取締役）についてである。会社法改正に際しては、親子会社間の利益相反取引に係る親会社等の責任規定の創設が検討されたが、規定の内容をめぐって意見がまとまらず、規定の創設は断念された。その代替案として、親会社等の不法行為責任を代表訴訟の対象とすることも検討されたが、これも濫訴の懸念を理由に実現しなかった。しかし、この場合に濫訴の危険が特別に高まるわけではなく、単なる濫訴の懸念は親会社等に対する代表訴訟を認めない理由として説得的とはいえない。支配株主等については、支配関係による提訴懈怠可能性が存在し、その重大な権限を規律づける必要性も高い。また、法規範形成の観点からも、支配株主等の不法行為責任を代表訴訟の対象とすることは望ましい。支配株主等の責任の成否やその額については考慮すべき要素が多く、具体的な事案ごとに考える必要性が高いためである。諸外国でも支配株主等の義務や責任にかかる法規範の形成には、判例法が大きな役割を果たしている。以上の理由から、少なくとも前記代替案のように、支配株主等の不法行為責任を代表訴訟の対象とすべきである。

#### （2）親会社取締役の子会社管理責任をめぐ る問題

次に、親会社取締役の子会社管理責任と多重代表訴訟制度との役割分担のあり方を探るため、前者における問題点を分析した。

第1に、親会社取締役の子会社管理責任の追及には、子会社役員に対する規律づけとして、実効性の面で限界があると指摘することができる。なぜなら、親会社取締役は子会社の管理について広い裁量を有するため、責任が認められる場合は狭い範囲に限られるからである。また、損害および因果関係の主張・立証も容易ではない。そのため、親会社取締役の責任追及を介して、子会社役員に対し規律づけを及ぼそうとしても、それは不十分なものとならざるをえない。これに対して、親会社取締役の責任を厳格化することも考えられるが、子会社に対する親会社取締役の過剰な監視や介入を招くおそれがあり、経営の効率性が害されるという問題がある。

第2に、責任関係の処理に関する問題点を

指摘することができる。子会社における不祥事により親会社が被る損害は主として株主の間接損害に該当し、アメリカの学説においても言われているように、親会社への賠償金の支払を認めることには種々の弊害がある。前述のように弊害の一部は親会社取締役が子会社に損害賠償責任を負わない場合には生じないが、親会社取締役が不正を指示した場合はもちろん、監視義務違反等の場合にも会社法 429 条により親会社取締役は子会社に損害賠償責任を負う可能性がある。これらの弊害は、株主の間接損害について直接の損害賠償請求を認める場合一般において生じるものである。そのため、わが国でも、株主の間接損害は原則として会社自身の損害回復を通じて救済されるべきであると考えるのが通説である。第一次的な損害が子会社に生じた場合も同様に、子会社への賠償によって対処することが望ましい。

### (3) 多重代表訴訟制度のあり方

以上の検討を踏まえ、多重代表訴訟制度の望ましいあり方について、総論的に述べる。

多重代表訴訟の意義は、通常の代表訴訟の意義と密接に関連する。前述のように、アメリカでは、代表訴訟が伝統的にコーポレート・ガバナンス上重要な役割を果たしてきたのであって、多重代表訴訟もその延長線上にあるものとして普遍的に認められている。わが国でも、代表訴訟は、とりわけ違法行為の抑止および法規範の形成の観点から、コーポレート・ガバナンスにおいて大きな役割を果たしている。そのため、事業活動が子会社レベルにおいて行われることによって、代表訴訟による違法抑止機能や法規範形成機能が働かなくなることには、問題性が大きい。

前述のように、親会社取締役による子会社管理は、子会社役員に対する規律づけとして十分な実効性を有するとはいえないし、親会社に対する善管注意義務の一環として親会社の利益の観点から行われるものであるため、公益的見地から提起されうる代表訴訟を代替するともいえない。さらに、第一次的な損害が子会社に生じた場合には、子会社に損害賠償が給付されることが望ましいのであって、そのような処理を実現するために多重代表訴訟制度は有用である。

最後に、親会社取締役の子会社管理義務と多重代表訴訟制度との関係について考察する。まず、単体の会社においても、取締役の監視義務や内部統制システム構築義務が存在するからといって、不正を犯した業務執行取締役自身への代表訴訟による責任追及が不要になるとは考えられていない。むしろ、ラスト・リゾートないし最後の砦ともいわれる代表訴訟制度の存在が、役員等に対する規律づけの基盤として制度設計のベースにあり、内部統制システム等による規律づけの方こそが補完的なもの(当該会社の利益の観点から費用対効果に見合う範囲で事前的なチェックによる規律づけを追加するもの)といえ

る。企業グループにおいても同様に、多重代表訴訟が規律づけのベースにあり、親会社取締役による子会社管理は当該親会社の利益の観点から費用対効果に見合う範囲で補完的に行われるものと考えらるべきであろう。

以上の理由から、多重代表訴訟は、特に問題のない限り、通常の代表訴訟と同様に広く認められるべきである。

### (4) 最後に

以上の研究成果は、すでに下記の図書・学会発表・雑誌論文により、詳細にわたって公表している。

また、会社役員の対第三者責任の規律づけ機能についても、伝統的な判例法理を批判的に検証し、議論の再構築の必要性を示した(下記の雑誌論文 および を参照)。

今後は、本研究の成果を足掛かりに、会社役員の実態に関する基礎的な研究および発展的な研究に取り組んでいきたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

高橋 陽一「グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度の役割」私法 78 号 181-188 頁、査読無、2016 年

高橋 陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか? 両損害包含説の問題性と直接損害限定説の再評価(二・完)」法学論叢 178 巻 2 号 1-36 頁、査読無、2015 年

高橋 陽一「取締役の対第三者責任に関する判例法理は今後も維持されるべきか? 両損害包含説の問題性と直接損害限定説の再評価(一)」法学論叢 177 巻 6 号 1-37 頁、査読無、2015 年

高橋 陽一「株主代表訴訟における詐害行為取消権の行使の可否」旬刊商事法務 2078 号 69-75 頁、査読無、2015 年

[学会発表](計 1 件)

高橋 陽一「グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度の役割」日本私法学会第 79 回大会個別報告、2015 年 10 月 10 日、立命館大学(京都市)

[図書](計 1 件)

高橋 陽一『多重代表訴訟制度のあり方 必要性と制度設計』(商事法務、2015 年) 310 頁

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 陽一 (TAKAHASHI, Yoichi)

京都大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：10737399